

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和57年10月から同年12月まで

申立期間①については、昭和36年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、元夫の分と一緒に国民年金保険料を納付しており、女性の集金人が毎月集金に来て国民年金手帳に印紙をはっていたのを覚えている。申立期間②についても納付しており、申立期間③については、A県B郡C町に転居してから、未納となっていた保険料をまとめて納付した記憶が有る。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所（当時）では、申立人が昭和50年4月21日に前納した昭和50年度の国民年金保険料のうち、昭和50年12月から51年3月までの保険料については、厚生年金保険被保険者資格を50年12月1日に取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失したためとして、51年6月10日に還付決定し、同年6月25日に還付されていることが、特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。

しかし、時効となっていない未納の国民年金保険料が有る場合には、還付に代えて、その未納保険料に充当することとされており、還付決定された上記の時点において、時効消滅していない申立期間②の保険料に充当された形跡は見当たらないことを踏まえると、申立期間の保険料は納付済み

であったものとみるのが相当である。

また、申立期間③は3か月と短期間であるとともに、特殊台帳の記録から、申立期間直後の昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料を同年5月に過年度納付したものと考えられることから、その時点で申立期間は過年度納付が可能であり、申立人は、申立期間後の保険料を60歳まですべて納付していることを踏まえると、申立期間の保険料については納付されたものとみても不自然でない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年4月ごろ国民年金の加入手続きを行い、申立人の元夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその元夫は、このころ国民年金に加入したものと推認される上、申立人の元夫は申立期間①の保険料を55年6月に特例納付していることが申立人の元夫の特殊台帳により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人の特殊台帳には特例納付された形跡は見当たらない上、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人又はその元夫が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年3月まで
② 昭和48年7月から53年11月まで
③ 昭和56年10月から57年3月まで

父親が昭和44年10月ごろに私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。

また、申立期間③については、夫が会社を退職したことに伴い、国民年金に再加入し、納付した記憶が有る。申立期間について、夫だけが納付済みで私の分が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和57年4月以降、国民年金加入期間について、第3号被保険者期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間は過年度納付が可能であり、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であったことを踏まえると、申立期間

の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みである。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和 44 年 10 月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市が昭和 51 年度以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は登載されていない上、前述のとおり同手帳記号番号の払出状況から、申立人が国民年金に加入したのは 57 年 6 月と推認されることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間①及び②は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年12月まで

「ねんきん特別便」により、昭和55年3月3日に納付した申立期間の国民年金保険料については、同年6月6日に還付したことを初めて知った。

しかし、私は還付を受けた記憶が無く、昭和53年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員から、現年度保険料を含め国民年金保険料を3年間さかのぼって納付できると教わって、昭和50年度、51年度及び52年度分の納付書を作成してもらい、50年度についてはすぐに、51年度以降については、毎年、順次納付しており、その領収証書も所持している。

また、納付書の作成の際、区役所の職員から2年度以内に納付すればよいとの説明を受け、郵便局で何の問題も無く納付しており、還付するのであれば、その旨を知らせてくれれば、特例納付もできたはずである。

申立期間が未納となっていることには、どうしても納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に区役所で国民年金の加入手続を行った際、現年度及び過年度保険料の納付書の交付を受け、昭和50年度分を昭和53年4月19日に納付するとともに、昭和51年度分を昭和54年3月5日に、昭和52年度分を昭和55年3月3日に、順次、納付していることが申立人所

持の「納付書・領収証書」から確認できる。

また、申立人は、区役所で納付書を受け取った際、納期限について、職員から2年度以内に納付すればよいとの説明を受けたとしており、申立人所持の「納付書・領収証書」の欄外には、昭和51年度分は「54年3月」、52年度分は「55年3月」と記載されていることから、当時、B市においては納付書を発行した際、納付時点から2年度以内の過年度納付を認める慣行があったことが確認でき、上記の申立人の国民年金保険料の納付状況とも符合している。

さらに、上記の納付書には納期限の記載は無い上、区役所職員の指示に従って、先に経過する年度から順次納付したとする申立人の主張に不自然さはいかたがえなく、納付期限経過のため還付した社会保険事務所(当時)の措置は、申立期間の国民年金保険料を適正に納付しようとする申立人の心情にかんがみれば信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は個人商店に勤めていたが、20 歳になった昭和 36 年に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 10 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、当時、厚生省（当時）の通達に基づき市町村において過年度保険料を収納することが可能とされていた期間であり、A 市でも過年度保険料を徴収していたことが確認できることから、納付が確認できる 37 年 4 月からの保険料に併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることが確認でき、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和30年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C工場D部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

昭和27年9月から定年退職する平成4年11月までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が無い。私の所持する同事業所発行の退職金計算明細書には途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する人事記録、健康保険組合資格喪失証明書、元同僚の供述及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(同社C工場から同社C工場D部に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立人と同様に、A株式会社C工場から同社C工

場D部に異動した他の複数の元同僚が、「申立人は昭和 30 年 9 月 1 日にA株式会社C工場から同社C工場D部に異動した。」と供述していることから、申立人の同社C工場における資格喪失日を昭和 30 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和 30 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間②については、B株式会社が保管する人事記録、健康保険組合資格喪失証明書、元同僚の供述及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(同社C工場D部から同社E工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、当時の複数の元同僚が、「私は、申立人と一緒に、昭和 32 年 5 月 2 日にE工場に転勤した。」と供述していることから、申立人のA株式会社C工場D部における資格喪失日を昭和 32 年 5 月 2 日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場D部に係る昭和 32 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1万2,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料は残っていないので詳細は分からないが、当時、会社側で何らかの手続間違いがあったと思われる。」と回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和50年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月2日から同年12月8日まで

私は、昭和45年3月から株式会社Bに勤務し、48年4月には、株式会社Aに、50年には、株式会社Cに異動し、59年1月に退職した。在職中は同じグループ会社間の異動をしており、継続して勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が抜けているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立期間当時の経理担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、株式会社A及び関連会社の株式会社Cにおいて継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、複数の同僚が、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。」と供述しているところ、株式会社Cは、昭和50年12月8日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける社会保険事務所（当時）の昭和50年8月の記録から10万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、既に当該事業所が解散しており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立人に係る厚生年金保険料の処理について確認できる資料及び供述を得ることが困難であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から22年10月1日まで
昭和18年7月31日から26年6月23日まで、株式会社Aに継続して勤務していた。申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る勤務証明書、在籍簿及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は昭和18年7月31日から同社に継続して勤務し（昭和21年2月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

また、株式会社AのC支店に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和23年11月に発生したD県E部F課の火災により焼失しており、現存する被保険者名簿は復元されたものである。

しかしながら、上記復元後の被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険記号番号は、当初の番号が後日変更されている上、払出簿においても氏名や資格取得年月日がすべて空欄となっており、完全に復元され

たものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 6 日から 44 年 9 月 11 日まで
(株式会社A)
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 2 月 16 日まで
(B株式会社C支店)

株式会社A及びB株式会社C支店の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間の2期間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、未請求のうち1期間と申立期間の1期間とは同一事業所であるにもかかわらず、申立人が未請求期間を失念するとは考え難い上、申立期間及び未請求となっているすべての期間については、被保険者記号番号が同じであり、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

京都国民年金 事案 1936

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

昭和36年4月ごろ、父親がA町(現在は、B市)役場で国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。37年9月結婚をしてC町(現在は、B市)に転入後は、自身で納付していたと思う。申立期間が未納となっていることには納得できない。

なお、昭和38年ごろA町の集金人から、私の旧姓で国民年金の記録が同町に残っていることを聞き、C町へ記録を移してもらったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、申立人の父親がA町役場で国民年金の加入手続きを行い、婚姻前の国民年金保険料は申立人の父親が、婚姻後は自身で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和36年2月にA町で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同払出簿には「取下」の記載が有る上、C町の国民年金被保険者名簿でも同手帳記号番号による保険料納付は見当たらず、同手帳記号番号では国民年金保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人には、C町において、婚姻後の昭和43年1月に申立人の夫と連番で、再度、国民年金手帳記号番号(*)が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民

年金に加入したものと推認でき、同町の国民年金被保険者名簿により、同手帳記号番号に係る国民年金資格取得日は41年10月1日であり、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日は同日であることから確認でき、申立期間は同手帳記号番号では未加入の期間である。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成元年4月か5月ごろに保険料請求のはがきが届いたので、区役所で保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月か同年5月ごろに申立期間の国民年金保険料請求のはがきが届いたので、区役所で保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、同年3月から59年7月までの国民年金保険料を納付するとともに、厚生年金保険被保険者資格を喪失した60年12月27日に国民年金の再加入手続を行い、同年12月から61年7月までの保険料を納付していることが、オンライン記録及びA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて確認できるものの、同収滞納リストには、同年8月21日に被保険者資格を喪失して以降、国民年金に再加入した形跡は見当たらず、これはオンライン記録とも一致しており、申立人が所持する年金手帳にも再加入した記載が無いことを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年*月から63年3月まで

私が20歳になった昭和60年*月ごろ、母がA県B市役所で私の国民年金の任意加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含め、納付書で納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和60年*月ごろ、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含め納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」によりA県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」は平成3年7月1日と記載されており、B市が保管している国民年金保険料収滞納一覧表には、申立期間について、申立人は登載されていないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申

立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1939 (事案 1391 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から51年4月まで
申立期間の納付記録が見当たらないようであるが、領収書や家計簿等
は無いものの、「被保険者記録照会回答票」や年金手帳では申立期間は被
保険者期間となっている。再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和52年4月22日に任意の資格で国民年金に加入していることが、オンライン記録により確認できることから、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無いこと、ii) 申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、領収書や家計簿等は無しの、「被保険者記録照会回答票」や年金手帳では、申立期間は被保険者期間となっており、再度の調査を求めるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり、上述のとおり、申立人は、昭和52年4

月 22 日に国民年金に任意の資格で加入していることが確認でき、このことは、A 市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳及び「被保険者記録照会回答票」において、申立人の最初の被保険者資格取得日は昭和 46 年*月*日となっているが、この日は申立人が 20 歳になることに伴い、その前日が申立人の国民年金被保険者としての資格取得日であることを示すものであり、国民年金保険料納付の事実を示すものではないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和46年か47年ごろ、集金人から納付しないと年金がもらえなくなると言われ、納付書により郵便局で納付した記憶が有る。申立期間の保険料が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

なお、昭和50年10月17日付けA支所B課C係作成のメモを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和46年か47年ごろ、集金人から納付しないと年金がもらえなくなると言われ、郵便局で納付書により納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点までは、申立人は国民年金に未加入であり、46年か47年当時、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人提出の昭和50年10月17日付けD区役所A支所(現在は、E区役所)B課C係作成のメモには、「先日電話で依頼のあった3年分の納付書をお送りします。NO.1については、51年4月30日までに、NO.2とNO.3については、50年12月31日までにお近くの郵便局又は銀行に納めてください。」と記載されており、このメモの記載内容は、申立期間直後の

昭和 46 年度分については昭和 50 年 10 月 22 日に、昭和 47 年度分については昭和 50 年 12 月 3 日にそれぞれ特例納付するとともに、昭和 48 年度分については昭和 50 年 12 月 26 日に過年度納付したことを示す領収済通知書とも一致し、申立人は、国民年金に加入した上記の時点から 60 歳まで保険料を納付しても、年金受給資格を得るためには 33 か月不足していることから、同メモに従って、申立期間直後の 3 年度分の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から28年3月30日まで
② 昭和28年4月10日から30年3月15日まで

私は、昭和26年4月1日から28年3月30日まで有限会社Aに勤務し、28年4月10日から30年3月15日まで有限会社Bに勤務したが、この両期間が厚生年金保険の加入期間となっていないので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aにおける実習生であった申立人の定時制高校の同窓生の供述により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Aは既に解散しており、当時の事業主は所在不明であり、申立人は当時の同僚の氏名について記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和28年6月1日に新規適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿には9人の被保険者の氏名が記載されているが、当該9人の被保険者の所在はすべて不明であり、申立内容について確認するための供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は有限会社Bに勤務したと主張していると

ころ、申立人が記憶する同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Bが法人化する以前のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和29年10月20日に職権により適用事業所でなくなっている上、解散しており、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記被保険者名簿には、新規適用事業所となった昭和26年6月8日に7人の被保険者の氏名が記載されているが、それ以外に被保険者となった者はいない上、上記同僚は、「私は当該事業所において厚生年金保険の加入記録が無い。当時の会社の状況から厚生年金保険には加入していなかったと思われ、保険料の控除については記憶していない。」と供述しており、当該事業所においてはすべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、当該7人の被保険者は既に亡くなっているか所在不明であり、申立内容について確認するための供述を得ることはできない。

加えて、法人登記簿によると、有限会社Bの会社設立日は昭和29年10月20日であるが、オンライン記録において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間は、A株式会社にてタクシー乗務員として勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の後継事業所であるB株式会社及びA株式会社のタクシー事業を吸収合併したC株式会社に照会したが、申立期間当時の資料は残っておらず、申立人のA株式会社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、A株式会社において被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人について確かな記憶がある者は無く、申立人の申立期間におけるA株式会社での勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人が同時期に勤務していたと記憶する者2名について調査したところ、そのうちの1名についてはA株式会社における厚生年金保険の加入記録が無く、他の1名についてはオンライン記録では当該事業所における厚生年金保険の加入期間が、申立期間以降の昭和39年2月からであり、当該同僚については、A株式会社とは別の二つの事業所において申立人と同時期に厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、同人は既

に死亡していることから、当該事業所で一緒に勤務していたとする申立人の主張を確認できる供述が得られない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、タクシーの運転には普通第二種免許が必要であるが、D県警察本部交通部運転免許課に照会したところ、申立人の同免許取得日は昭和39年11月24日となっており、申立期間においては同免許を取得していないことが確認できることから、申立人が申立期間においてA株式会社でタクシー乗務員として勤務していたとする主張とは一致しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 5 月 25 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 5 月 25 日から 20 年 1 月 1 日まで

私は株式会社Aに平成 17 年 5 月 25 日から 20 年 12 月 29 日まで勤務していたが、ねんきん定期便では、申立期間①については、オンライン記録に厚生年金保険の加入期間が無く、申立期間①及び②については、標準報酬月額と実際に給与を受け取っていた額との間に相当の相違があるので、両申立期間について調査の上、厚生年金保険の加入記録及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は当初平成 17 年 9 月 1 日と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 2 月 25 日付けで資格取得日が 17 年 5 月 25 日に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。このことから、年金額計算の基礎となる申立人の加入記録は、当該訂正後の 17 年 5 月 25 日ではなく、当初記録されていた同年 9 月 1 日となっている。

また、申立人が所持している給与支払明細書及び株式会社Aに係る賃金台帳

等により、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳等では、申立期間①において、厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までは 11 万 8,000 円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 13 万 4,000 円及び同年 9 月から同年 12 月までは 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 2 月 25 日に 17 年 5 月から同年 12 月までは 20 万円、18 年 1 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 26 万円及び同年 9 月から同年 12 月までは 22 万円に訂正されており、同記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給与支払明細書及び株式会社 A に係る賃金台帳等において、オンライン記録の標準報酬月額より高い給与が株式会社 A より申立人に支給されているものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額となっていることが確認できることから、特例法における保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人は、「平成 22 年 4 月に当該事業所から在職中の厚生年金保険料の追加支払いをすることとなったので、本人負担分を請求され、支払った。」と主張しているが、当該支払金額を検証したところ、保険料を徴収する権利が時効完成前の平成 20 年 1 月以降の期間について、訂正後の標準報酬月額との差額に見合う保険料を支払ったものと考えられ、申立期間②

に係る本人負担分の保険料額を含んでいるとは考え難い。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2034 (事案 16 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 6 日から 36 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月に A 公共職業安定所の紹介で B 社に入社し、37 年 3 月までの 4 年ほど勤務したが、オンライン記録では 36 年 2 月からの加入記録となっており、申立期間の記録が抜け落ちている。同僚（後輩）の加入記録が、自分より先の加入記録になっているので納得がいかない。昭和 34 年秋から 35 年の春には健康保険被保険者証を使って C 病院に通院しているので、厚生年金保険に加入していたことは間違いないと思うので、再調査をお願いしたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無く、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても健康保険の整理番号が連続しており、欠落もみられないため、当該名簿に記載された申立人の資格取得年月日(昭和 36 年 2 月 1 日)以前に申立期間に係る資格取得の届出が行われたことは確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 10 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「新たな資料は何も無いが、自分より後から入社した後輩の 3 名の加入記録が自分より前に記載されていることに不信と不満がある。」として再申立てを行っている。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、申立人が記憶していた同僚の連絡先が判明し、当該同僚は、「自分が昭和34年9月1日に入社した時に社員に紹介されたが、その時には申立人は勤務していた。」と供述していること及び昭和35年4月に開催されたD見本市における写真に事業主等と一緒に申立人が写っていることから、申立期間の一部期間において申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、元事業主の妻は、「会社は10年程前に廃業している。申立人は従業員としてE部に勤務されていたことは良く覚えているが、随分昔のことなので勤務していたこと以外は思い出せない。社会保険の資料も無く不明で、当時の事業主も現在病気療養中で昔の記憶はほとんど無い。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の同僚に照会したが、申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、当時の厚生年金保険の加入状況等について記憶しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が健康保険被保険者証を使って通院・加療したと供述しているC病院に照会したが、「書類の保存期限を過ぎて処分しているため分からない。」と回答があり、申立人の主張について確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 31 日まで

私は、申立期間にA社B営業所（商業登記上はC社）に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、上記事業所に事務員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の所持している写真並びに複数の元同僚の供述から、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主の所在は不明であり、申立期間当時の関連資料も不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、オンライン記録において、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、C社及び当該事業所の事業主名を有する厚生年金保険の適用事業所についても見当たらない。

さらに、申立人がA社B営業所に事務員として勤務していたことを記憶している複数の従業員は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、株式会社DのE支社及びA社F営業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、上記2社の後継事業所である株式会社Gに対し照会を行ったところ、「当時の営業所等は、当社の商品を販売する販売会社との契約に基づく個人事業主が経営しており、当社とは無関係である。」と回答している。

加えて、申立期間当時、A社F営業所において総務担当者として勤務したと

している従業員は、「A社B営業所は、F営業所の傘下の営業所であり、当時の事務員については、すべて厚生年金保険に加入していたわけではなかった。各営業所の売上高に応じて、当社で厚生年金保険に加入させる人数が決まっていたと思う。」と供述している。

上記の事実及び周辺事情から判断すると、申立期間当時、A社B営業所では、雇用する従業員について、必ずしもA社F営業所において厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間において、A社B営業所、株式会社DのE支社及びA社F営業所等のG名を有する事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、株式会社DのE支社及びA社F営業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）から提供を受けた標準報酬月額の一覧表と所持していた「給料支払明細書」とを照合したところ、申立期間の有限会社A（現在は、株式会社B）に係る標準報酬月額が実際の給与より低く申告されていた。会社の経営が苦しいために故意に低く申告していたのであると思う。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から提供を受けた標準報酬月額の一覧表と申立人が所持する有限会社Aに係る「給料支払明細書」に記載されている総支給額から、申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出のあった「給料支払明細書」に記載された昭和 50 年 10 月から 52 年 8 月まで、同年 11 月及び同年 12 月、53 年 2 月から同年 10 月まで並びに同年 12 月の厚生年金保険料の控除額及び株式会社Bが保管する「賃金台帳兼所得税源泉徴収簿」に記載された 50 年 1 月から 53 年 12 月までの厚生年金保険料の控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき、有限会社Aに係

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、申立人から提出のあった昭和54年及び55年の「給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料及び健康保険料の合算額とおおむね一致しており、事業主は、申立期間のうち、54年1月から55年12月までの期間に係る申立人の給与において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

さらに、株式会社Bが保管する昭和56年7月の「部課別給与支給一覧表」によると、申立人の当該月の給与から控除された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料及び健康保険料の合算額におおむね一致することが確認できる。

加えて、株式会社Bが加入しているC厚生年金基金は、保管する「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届」により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額の記録と一致している旨回答している。

また、複数の元同僚に照会したものの、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月ごろから同年12月1日まで
② 昭和31年1月29日から同年8月中ごろまで

私は、昭和30年4月ごろから31年8月中ごろまでA株式会社又は系列企業であるB株式会社に勤めていたが、ねんきん特別便に係る年金加入記録によると、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人がA株式会社又はB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は、昭和52年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同年11月19日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、同社における申立人の申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B株式会社は、昭和55年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、平成18年4月3日にC株式会社に合併後解散していることが確認でき、合併後の後継会社における現在の事業主に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、同社における申立人の申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除

されていたことを確認することはできない。

さらに、元同僚は、「A株式会社においては試用期間があった。」と供述している上、別の元同僚は、「私は、B株式会社及びA株式会社のいずれにも勤務していたが、入社してから3年後に厚生年金保険に加入している。」と供述していることから、両社において、すべての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和30年12月1日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、A株式会社を昭和31年8月ごろ退職したと主張している。

しかし、退職時期について、申立人は、「A株式会社において一緒に勤務していたことを記憶する元同僚よりも先に退職した。」と記憶しており、当該元同僚も同様の供述をしているところ、同人の資格喪失日は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年4月1日であることが確認できることから、同年8月ごろまで申立人が勤務していたとは考え難い。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者は確認できなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和31年1月29日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

加えて、上記の元同僚に照会したが、申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 31 日まで
昭和 38 年 8 月 1 日に A 社 B 局に入社し、C 学園に 1 か月間入校し研修を受けた。同年 9 月 1 日から臨時雇用員として、D 区 E 支区 F 場に配属され勤務した。年金記録を見ると、資格取得日が 39 年 2 月 1 日になっているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「履歴書」、A 社 G 部から提出された「履歴書」及び元同僚の供述から、申立人が申立期間に A 社 B 局に臨時雇用員として勤務していたことが認められる。

また、A 社 G 部に照会したところ、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、昭和 38 年 10 月 1 日から制度上厚生年金保険に加入できることになったことから、厚生年金保険に加入し当該保険料を控除されていたものと思慮されるが、実際の臨時雇用員の厚生年金保険の加入手続の時期等については、各事業所・職場の事務担当者の裁量にゆだねられていた。」と回答しており、申立人と同時期に採用され同じ D 区に配属された 6 人の同僚の厚生年金保険加入記録についても、申立人と同様に昭和 39 年 2 月 1 日に資格取得となっている。

さらに、A 社 G 部は、「当時の納付記録等に関する資料については既に破棄されており、現在では保険料控除について確認できない。」と回答していることから、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できない。

加えて、上記同僚は、申立人がA社B局に勤務していたことは記憶しているものの、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については記憶していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。